

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第48条 前条に定めるもののほか、京都大学に、<u>京都大学における学生等及び職員の修学上、就労上及び適応上の助言等に関する専門的業務</u>、歴史資料の収集、整理及び保存その他全学に係る業務を実施するため、次に掲げる施設を置く。</p> <p><u>カウンセリングセンター</u> 大学文書館</p> <p>2 前項の施設に関し必要な事項は、当該施設規程の定めるところによる。</p> <p>(後略)</p>	<p>第48条 前条に定めるもののほか、京都大学に、<u>京都大学における学生等の修学支援等に関する業務</u>、歴史資料の収集、整理及び保存その他全学に係る業務を実施するため、次に掲げる施設を置く。</p> <p><u>学生総合支援センター</u> 大学文書館</p> <p>2 (同左)</p> <p>附則 この規程は、平成25年8月1日から施行する。</p>